

# 我が国の原産地規則 ~一般特恵関税原産地規則(詳細)~

2025年 4月 財務省関税局·税関

# -目次-

•	「1章 一般特恵関税原産地規則概論	
	第1節 一般特恵関税制度とは	第3章 積送基準
	1.一般特恵関税制度とは Δ	
	2 . 特恵受益国等 5	
	3.特恵関税対象品目と税率 ··········· <i>6</i>	
	4 . 特恵関税の適用除外 ・・・・・・・・・・・ 🧦	
	5.特恵関税の適用停止 ・・・・・・・・・・・・・・・ 8	** ** -
	6.特恵関税の事後確認 9	
	第2節 一般特恵関税原産地規則とは	5.事前教示制
	1.特恵関税を適用するための条件	
	2.一般特恵関税原産地規則に係る規定11	1
	3.一般特恵関税原産地規則の構成 ・・・・・・・・・・ 12	
		_
第	52章 一般特恵関税原産地基準	
	第1節 導入	
	1. 一般特恵関税原産地基準の構成 ・・・・・・・・・・ 1/2	1
	2.「原産地」の決定方法 ・・・・・・・・・・・・・・・ 15	
	第2節 一般特惠関税原産地基準	,
	1. 完全生産品	3
	2.実質的変更基準を満たす産品 ······ 20	
	2.1.関税分類変更基準	
	2.2.加工工程基準	
	2.3.付加価値基準33	
	3.実質的変更基準の例外	
	3.1.自国関与基準	▼ ★ 次 业 ! 一 へ !
	3.2.アセアン3カ国累積	1.500
	3.3.原産資格を与えることとならない作業 51	[ ∥用していますか
	3.4.繊維製品に対する僅少の非原産材料 53	処理に当たり
	4 (参考)「材料」の定義	

_	-	1X				-
Ì	4章	手続的要件				
	1.原	原産地証明書の提	出等	• • • • • •		 64
	2 . r	積送基準を満たし	ているこ	とを証する	る」書類	 67
	3 . 原	原産地証明書の記	記載事項と	:留意点		 71
	4.7	<b>下備のある原産地</b>	証明書等	の取扱い	について	 87
	5. 틬	事前教示制度	• • • • • • •		• • • • • •	 88
	6. 틬	<b>事後確認</b>	• • • • • • •		• • • • • •	 90

#### 【本資料について】

本資料では、基本となる概念に基づき、例となる規定を引 用していますが、これらはあくまで参考であり、実際の事務 処理に当たっては、関税暫定措置法等の関連する規定を参照 して下さい。

# 第1章 一般特惠関税原產地規則概論

## 一般特恵関税制度とは

開発途上国の輸出所得の増加や工業化を助長し、 経済成長を高めるため、開発途上国を原産地とする 特定の輸入物品について、一般の関税率より低い 特恵関税を適用する制度

(関税暫定措置法第8条の2)

(参考)関税暫定措置法第8条の2に規定する特恵関税制度は、

EPA特恵関税制度と区別し、

「一般特恵関税制度(GSP)」と呼ばれている。

G S P = Generalized System of Preferences

#### 第1章第1節 一般特恵関税制度とは 2.特恵受益国等

#### 特恵受益国等(関税暫定措置法第8条の2第1項)

#### <u>要件</u>

- ·経済が開発の途上にある国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を 含む。)
- ・関税について特別の便益を受けることを希望
- ・特恵関税を供与することが適当

#### 具体的規定

·関税暫定措置法施行令第25条第1項及び財務省告示で規定 特恵受益国等:130カ国·地域

#### 特別特恵受益国(関税暫定措置法第8条の2第3項)

#### 要件

- ・特恵受益国・地域のうち、
- ・国連総会の決議により後発開発途上国(LDC)とされている国・地域
- ・特恵関税について特別な便益を与えることが適当な国・地域

#### 具体的規定

·関税暫定措置法施行令第25条第5項及び財務省告示で規定 特別特恵受益国:44カ国

(参考) LDC: <u>L</u>east <u>D</u>eveloped <u>C</u>ountries

#### 第1章第1節 一般特恵関税制度とは 3.特恵関税対象品目と税率

#### 一般特恵対象品目

農水産品 HS1 ~ 24 (約2,500品目、 うち有税約2,100品目)

鉱工業品 HS25~97

(約7,200品目、うち有税約4,300品目)

原則:対象外

【ポジティブ・リスト方式】

別表第2:一般特恵 の対象品目 (約400品目) 原則:無税・無枠 【ネガティブ・リスト方式】

別表第3:同表に基づく税率特恵有 税品目 (約1,100品目)

別表第5:特別特恵関税<mark>例外</mark>品目 (約50品目) 別表第4:特惠関税<mark>例外</mark>品目 (約1,000品目)

#### 特別特恵対象品目

農水産品 HS1~24

(約2,500品目、

うち有税約2,100品目)

鉱工業品 HS25~97

(約7,200品目、うち有税約4,300品目)

原則:無税・無枠

別表第 5 :特別特恵関税<mark>例外</mark>品目 、 (約170品目) / , 別表第5:特別特恵関税<mark>例外</mark>品目 (約50品目)

(約50品目)

## 特恵関税の適用除外措置

(関税暫定措置法第8条の2第2項及び同法施行令第25条第3項並びに第4項)

- ・特恵関税制度の趣旨に照らし、最近の特恵受益国等における経済発展の程度、後発開発途上国を含むより発展段階の低い国・地域に対するより一層の配慮、他の特恵供与国の動向等を勘案し、先進国並みに経済が発展した特恵受益国等については、特恵関税の適用対象から除外することとされている。
- (1)高所得国に係る全面特恵適用除外措置(全面卒業)
- (2)部分適用除外措置(部分卒業)
- (3)国別・品目別特恵適用除外措置
- (4)特恵受益国等であり、かつ、我が国と経済連携協定 を締結している国

# エスケープ・クローズ方式(関税暫定措置法第8条の3)

## 概要

Ø 特恵税率適用により対象物品の輸入が増加し、下記要件を満たした場合に、物品、期間、必要があるときは国・地域を指定して特恵関税の適用を停止

#### <u>要件</u>

- Ø 特恵税率を適用したことにより、同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する我が国の産業に損害を与え、又は与えるおそれがあること
- Ø 当該産業を保護するために緊急に必要があること

これまで発動の実績なし

#### 第1章第1節 一般特恵関税制度とは 6.特恵関税の事後確認

## 事後確認 (関税暫定措置法第8条の4)

## 概要

- Ø 特恵税率を適用するためには、輸入する貨物が特恵受益国等を原産地とする物品(特恵受益国原産品)である必要がある。「事後確認」とは、特恵税率にて輸入申告された貨物について、関税関係法令に基づき、輸入通関後にその貨物が特恵受益国原産品であるか否かについて確認を行うことをいう。
- ∅ 事後確認は、輸入申告された貨物が原産品であることを確認することによって、特恵税率の便益の適正な確保を目的としている。

#### 第1章第2節 一般特恵関税原産地規則とは 1.特恵関税を適用するための条件

特恵関税は、特恵受益国等を原産地とする物品(特恵受益国原産品)に限って適用される。 「一般特恵関税原産地規則」とは、特恵関税の適用を受けようとする物品が特恵受益国原産品である かどうかを認定するための規則のこと。

#### 特恵関税を適用するための条件

#### 条件 一般特恵関税又は特別特恵関税

輸出入される物品に関し、<u>一般特恵関税又は特別特恵関税が設定</u>されて いること

#### 条件 原産地基準

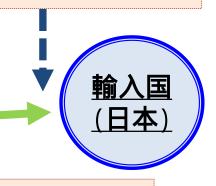
生産された貨物が、特恵受益国 原産品であると認められること (=<u>原産地基準を満たしている</u>こ と)

#### 条件 手続的要件

税関に対して、原産地証明書及び (必要に応じ)運送要件証明書を提出 するなど、<u>必要な手続き</u>を行うこと







運送の途上で特恵受益国原産品としての資格を 失っていないこと(=原則として直送されることが 必要な<u>積送基準を満たしている</u>こと)

#### 第1章第2節一般特恵関税原産地規則とは 2.一般特恵関税原産地規則に係る規定

主に、以下の規定を併せて一般特恵関税原産地規則と呼んでいる。

#### ∅関税暫定措置法施行令

- ・第26条(原産地の意義)
- ・第27条(原産地の証明)
- ・第28条(原産地証明書の提出)
- ・第29条(原産地証明書の有効期間)
- ・第30条(特定の国から輸出された物品を原料又は材料とする 特恵受益国原産品についての証明)
- ・第31条(特恵対象物品の本邦への運送)

#### Ø関税暫定措置法施行規則

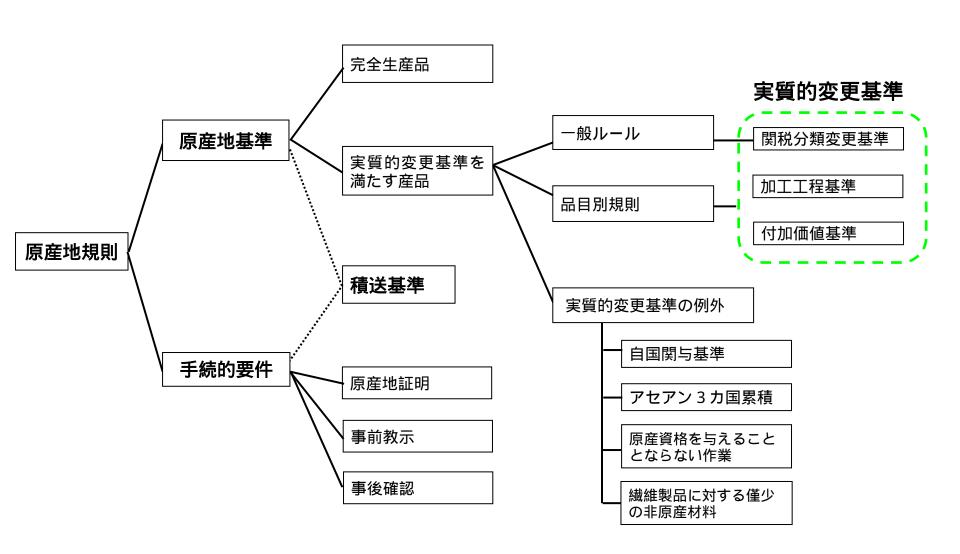
- ・第8条(完全に生産された物品の指定)
- ・第9条(実質的な変更を加える加工又は製造の指定)
- ・第10条(原産地証明書等の様式)
- · 別表(第9条関係)《実質的変更基準 = 品目別規則》

#### **Ø**関税暫定措置法基本通達

・基本通達8の2-1~8の2-17

#### 第1章第2節 一般特恵関税原産地規則とは 3.一般特恵関税原産地規則の構成

一般特恵関税原産地規則は、大きく 原産地基準 手続的要件の2つから構成されている。



# 第2章 一般特惠関税原產地基準

#### 第2章第1節 導入 1.一般特恵関税原産地基準の構成

一般特恵関税原産地基準は、以下のように構成される。

#### 完全生産品

#### 原産地基準

一の特恵受益国等において完全に生産された物品である場合には、当該特恵 受益国等を原産地とする物品と認められる。具体的には、暫定法規則第8条の 各号に該当する物品。

#### 実質的変更基準を満たす産品

非原産材料を原料・材料とする場合でも、一の特恵受益国等において、これに 実質的な変更を加える加工・製造を行って生産された物品である場合には、当 該特恵受益国等を原産地とする物品と認められる。

#### 関税分類変更基準

関税暫定措置法施行規則第9条及び同別表

最終産品の関税分類番号と、すべての非原産材料の関税分類番号とが異なる こととなる(\*)ような製造が行われれば、実質的変更が行われたとする考え方 (\*例外あり)

#### ········加工工程基準

非原産材料を使用した最終産品について、特恵受益国等で、ある特定の加工 工程が施されれば、実質的変更が行われたとする考え方

#### ·······················付加価値基準

製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たせば、実質的変 更が行われたとする考え方

#### 実質的変更基準の例外

#### 第2章第1節 導入 2.「原産地」の決定方法

特恵受益国を「原産地」とする物品と認められるかどうかは、以下の2つの場合に基づいて考える。

#### 産品の生産に

1ヵ国のみが関与する場合

の場合:当該国が原産地 (完全生産品)

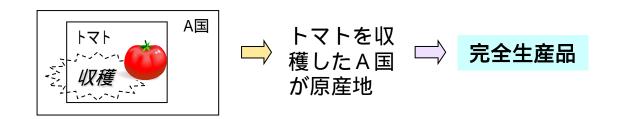
#### 2ヵ国以上が関与する場合

の場合:生産工程の中において「実質的な変更」が最後に起こった(又は「十分な変更」が起こった)国が原産地 (実質的変更基準を満たす産品)

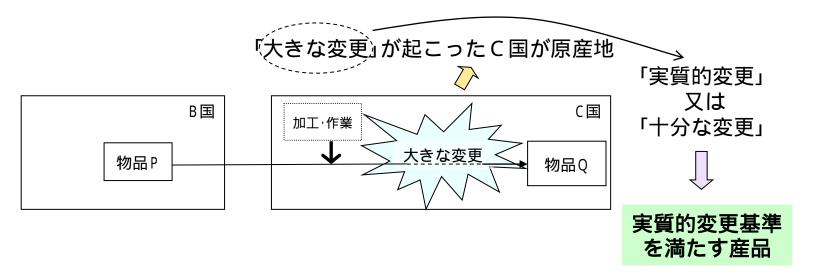
#### 第2章第1節 導入 2.「原産地」の決定方法

「 完全生産品」「 実質的変更基準を満たす産品」の2つの場合を図で表すと、以下のようになる。

#### 生産に1ヵ国のみが関与する場合



#### 生産に2ヵ国以上が関与する場合



#### 第2章第1節 導入 2.「原産地」の決定方法

関税暫定措置法施行令においては、「 完全生産品」「 実質的変更基準を満たす産品」について、以下の通り規定されている。

#### 関税暫定措置法施行令

(原産地の意義)

第26条 法第8条の2第1項又は第3項に規定する原産地とは、 次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は 地域(以下「原産地」という。)をいう。

一 一の国又は地域(法第8条の2第1項又は第3項に規定する 国又は地域をいう。以下この条において同じ。)において完全に 生産された物品として財務省令で定める物品

完全生産品

二 一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品

実質的変更基準を満たす産品

#### 第2章第2節 一般特惠関税原産地基準 1.完全生産品

「完全生産品」とは、一の特恵受益国等において完全に生産された物品のことであり、以下のように定義される。

完全生産品は、大きく以下の3つの類型に分けられる。

# (1)「完全生産品」の類型

「完全生産品」とは、その「生産」に1ヵ国のみ(\*)が関与する(=その「生産」が1ヵ国で完結している)産品。

以下の3つの類型に分けられる。

タイプ1:農水産品・鉱業品の

一次産品

タイプ 2: くず・廃棄物やそれら から回収される物品

タイプ3:完全生産品のみから

生産される物品

一次産品の採捕、収穫、 採掘等を「生産」と捉え ている。

くず・廃棄物の発生・ 回収等を「生産」と捉え ている。

完全生産品同士を組み 合わせても完全生産品 であるという概念。

(\*)ここでは自国関与基準の規則は考慮しないものとする。

#### 第2章第2節 一般特惠関税原産地基準 1.完全生産品

関税暫定措置法施行規則第8条の各号の規定に完全生産品の定義が示されている。 完全生産品の定義は、前頁の3つの類型に分けられる。

(2)完全生産品の定義リスト

タイプ1

タイプ 2

タイプ3

	項目	例示
_	一の国又は地域において採掘された鉱物性生産品	原油、石炭、岩塩等
	一の国又は地域において収穫された植物性生産品	果物、野菜、切花等
Ξ	一の国又は地域において生まれ、かつ、成育した動物(生 きているものに限る。)	家畜等
四	一の国又は地域において動物(生きているものに限る。)か ら得られた物品	卵、牛乳、八チミツ等
五	一の国又は地域において狩猟又は漁ろうにより得られた物 品	捕獲された野生動物等
六	一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済 水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された 水産物	公海で捕獲した魚等
t	一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原 料又は材料として生産された物品	工船上で製造した魚の干物等
八	一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料 又は材料の回収用のみに適するもの	運転が不可能な中古自動車等
九	一の国又は地域において行なわれた製造の際に生じたくず	木くず、金属の削りくず等
+	一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又 は材料として生産された物品	牛を屠殺して得られた牛肉等

#### 第2章第2節 一般特恵関税原産地基準 2.実質的変更基準を満たす産品

# 産品(材料)

(非原産のもの)







最初の産品と違う性質 を持っている産品







この「大きな変化」を「実質的変更」と呼び、「実質的変更」が起こった国を原産地とする考え方を「実質的変更基準」と呼ぶ。

そして、このような産品を「実質的変更基準を満たす産品」と呼ぶ。

# 実質的変更基準の種類

「大きな変化」=「実質的変更」には、以下の3つのものが存在する。

## (1) <u>関税分類変更基準</u>

最終産品の関税分類番号と、すべての非原産材料の関税分類番号とが異なることとなる(\*)ような製造が行われれば、 実質的変更が行われたとする考え方

## (2)加工工程基準

非原産材料を使用した最終産品について、特恵受益国等で、 ある特定の加工工程が施されれば、実質的変更が行われたと する考え方

## (3)付加価値基準

製造工程において付加される価値が、要求される条件を満たせば、実質的変更が行われたとする考え方

# 第2章第2節 一般特惠関税原産地基準 2.実質的変更基準を満たす産品 関税分類変更基準、加工工程基準及び付加 価値基準の考え方 -

- ・「大きな変化」=「実質的変更」があった国が原産地。
  - 例1 A国で<u>鉄鉱石</u>を採掘し、B国で精錬して<u>鉄のインゴット</u>にした。
  - 例2 A国でグラスを製造し、 B国で<u>カット加工</u>をしてカットグラスにした。





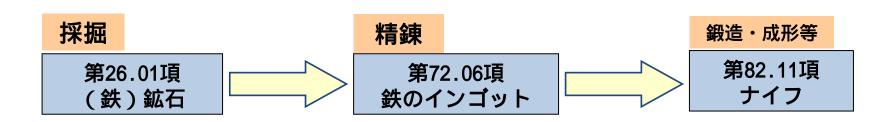
- ・「変更」=「加工工程」と表現すると簡単で分かりやすい。 (2)加工工程基準
- ・しかし、各加工工程ごとに規則が必要 膨大

## 第2章第2節 一般特恵関税原産地基準 2.実質的変更基準を満たす産品

関税分類変更基準、加工工程基準及び付加 価値基準の考え方 -

・通常、加工工程を経ると関税分類の変更がある。

#### ナイフの製造工程



・そこで、関税分類の変更を利用。

(1) 関税分類変更基準

第2章第2節 一般特惠関税原産地基準 2.実質的変更基準を満たす産品 関税分類変更基準、加工工程基準及び付加 価値基準の考え方 -

一方、「大きな変化」が起こっていれば、その国で手間、費用が十分にかけられ、「価値が十分に付加」されているはず。

(3)付加価値基準

# 一般特恵関税原産地規則における実質的変更基準の規定方法

・実質的変更の定義として、

「他の項の材料からの変更」

というルールを「<u>一般ルール</u>」として設定。

・上記の一般ルールが適用されないその他の品目については、品目ごとに、品目別規則を設定。

# 実質的変更基準を満たす産品に係る規定の構造

#### 【一般ルール】

関税暫定措置法施行規則第9条本文「他の項の材料からの変更」

#### 【品目別規則】

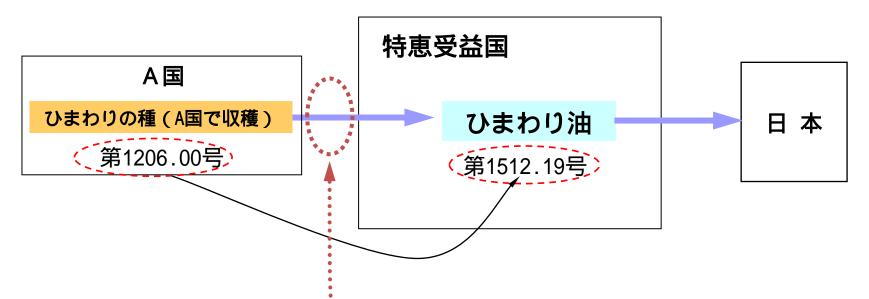
関税暫定措置法施行規則第9条本文及び同別表

#### 関税暫定措置法施行規則第9条

令第26条第1項第2号に規定する財務省令で定める加工又は製造は、法第8条の2第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする物品の該当する関税定率法別表の番号の項が当該物品の原料又は材料(令第26条の規定により当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品(別表において「原産品」という。)以外のもの(以下この条及び別表において「非原産品」という。)に限る。)の該当する同表の番号の項と異なることとなる加工又は製造(別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造)とする。

#### 第2章第2節 一般特惠関税原産地基準 2.1.関税分類変更基準

# 関税分類変更基準の基本的考え方 (一般ルール:HS4桁変更)



上図において、**すべての非原産材料**の関税分類番号と、**最終 製品の関税分類番号とが異なることとなる製造**が特恵受益国で行われている。

このような製造が行われた国を原産地と認めるというのが関税分類変更基準。

一般特恵における関税分類変更基準の書き表し方

関税分類変更基準に基づくルールは、実際にはどのようなものがあるか?

いろいろなルールがあるが、一般特恵における代表的な関税 分類変更基準の表し方には、以下のようなものがある。

- A . 第 X 項(第 X 号、第 X 類) に該当する物品以外の 物品からの製造
- B. 第 X 項(第 X 号、第 X 類)に該当する物品からの 製造

経済連携協定と同様、規定されていない原材料の扱いを明確にする ため、平成23年4月に関税暫定措置法施行規則別表の規定ぶりが改 正され、殆どが「A.」の表現となっている。

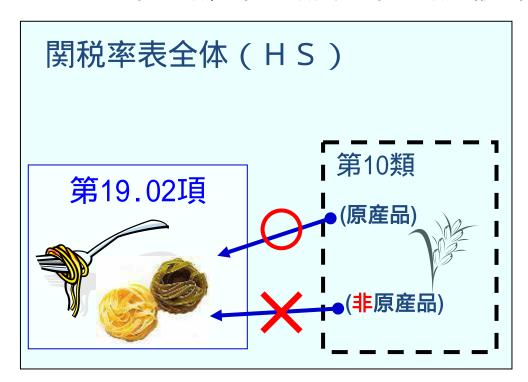
#### 第2章第2節 一般特惠関税原産地基準 2.1.関税分類変更基準

# A . 第 X 項(第 X 号、第 X 類)に該当する物品 以外の物品からの製造

□ 一般特恵関税原産地規則:第19.02項(パスタ等)

要件

第10類、第11類又は第19類に該当する物品以外の物品からの製造



第19.02項のパスタの製造を 考えてみる。

例えば、原産品である小麦(第10類)を使用してパスタを生産した場合には、その生産国をパスタの原産地であると認めることが可能である。(左図の印)

例えば、非原産品の小麦(第10類)を使用してパスタを生産した場合には、その生産国をパスタの原産地であると認めることはできない。(左図の×印)

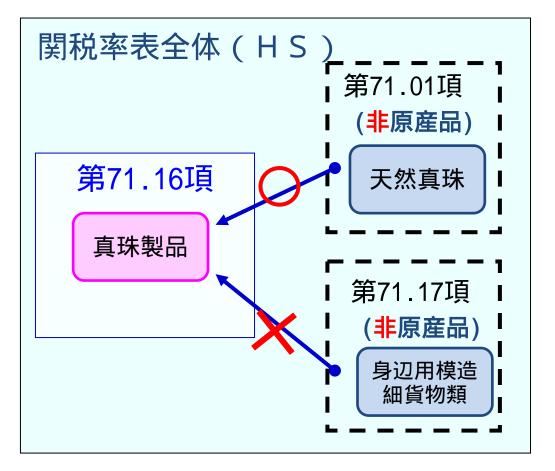
#### 第2章第2節 一般特惠関税原産地基準 2.1.関税分類変更基準

## B. 第 X 項 (第 X 号、第 X 類) に該当する物品からの製造

山 一般特恵関税原産地規則:第71.16項(天然若しくは養殖の真珠の製品等)

<u>第71.01項から第71.04項までに該当する物品</u> (加工していないものに限る。)からの製造



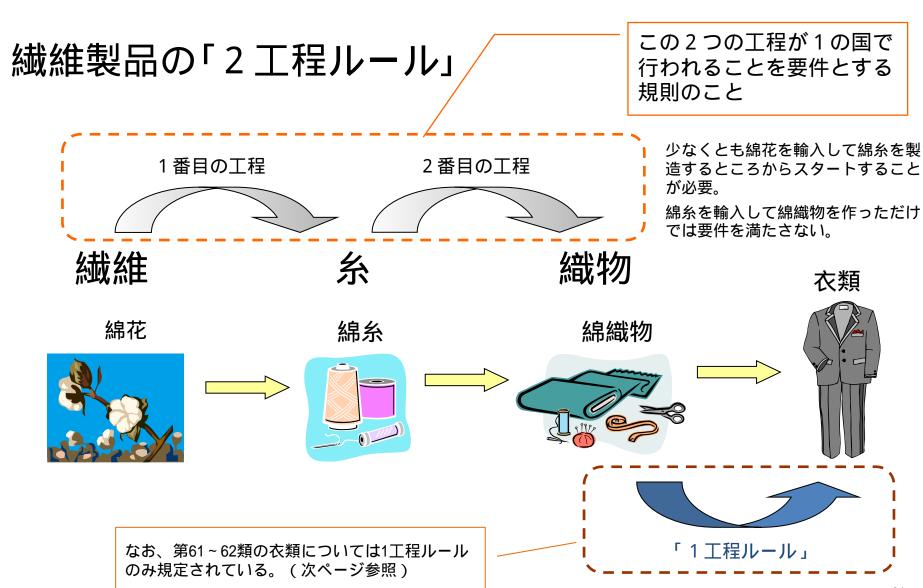


第71.16項の真珠製品の製造 を考えてみる。

例えば、非原産品である天然 真珠(第71.01項)を使用して 真珠製品を生産した場合には、 その生産国を真珠製品の原産 地であると認めることが可能 である。(左図の 印)

例えば、非原産品である身辺 用模造細貨類(第71.17項)を使 用して真珠製品を生産した場 合には、その生産国を真珠製 品の原産地であると認めるこ とはできない。(左図の×印)

# 加工工程基準の基本的考え方



#### 第2章第2節 一般特惠関税原産地基準 2.2.加工工程基準

#### 繊維・繊維製品の品目別規則の比較表

	一般特恵(GSP)	(参考)アセアン包括協定
織物	繊維(fibers)からの製造	HS4桁番号の変更+紡糸+製織
(HS第50類	繊維 糸 織物	繊維 糸 織物
~第55類) 	(2工程ルール)	(2工程ルール)
衣類	編物(fabrics)からの製造	HS2桁番号の変更+編上げ+切断・縫製
(編物:	編物 衣類	条 編物 衣類
H S 第61類)	(* 1 工程ルール)	(2工程ルール)
衣類	織物(fabrics)からの製造	HS2桁番号の変更+製織+切断・縫製
(織物:	織物 衣類	糸 織物 衣類
HS第62類)	(1工程ルール)	(2工程ルール)
繊維製品	繊維(fibers)からの製造	HS2桁番号の変更+編上げ/製織+組立て
(HS第63類)	繊維 糸 編物 繊維製品	糸 編物/織物 繊維製品
	(3工程ルール)	(2工程ルール)

:より厳格なルール

大まかな傾向を示したもので、品目に よっては、異なるルールも存在する。

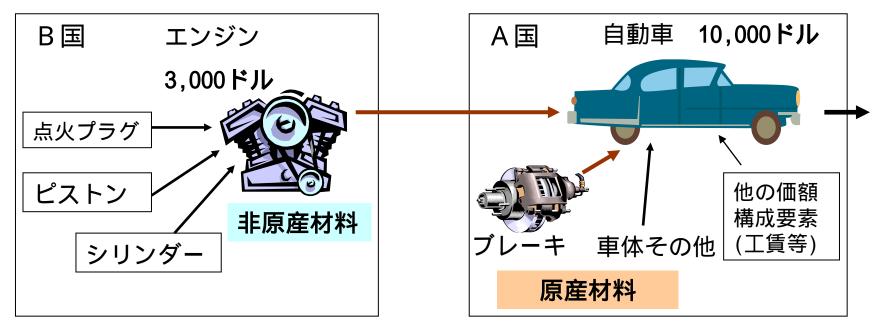
# 付加価値基準の基本的考え方

# 付加価値基準とは?

産品の製造工程において付加される価値が、 要求される条件を満たした国を原産地とする という基準

例えば、「産品の価値のうち、全体の60%以上の価値がX国で付加されたら、X国を原産地とみなす」という考え方

# 付加された価値とは?



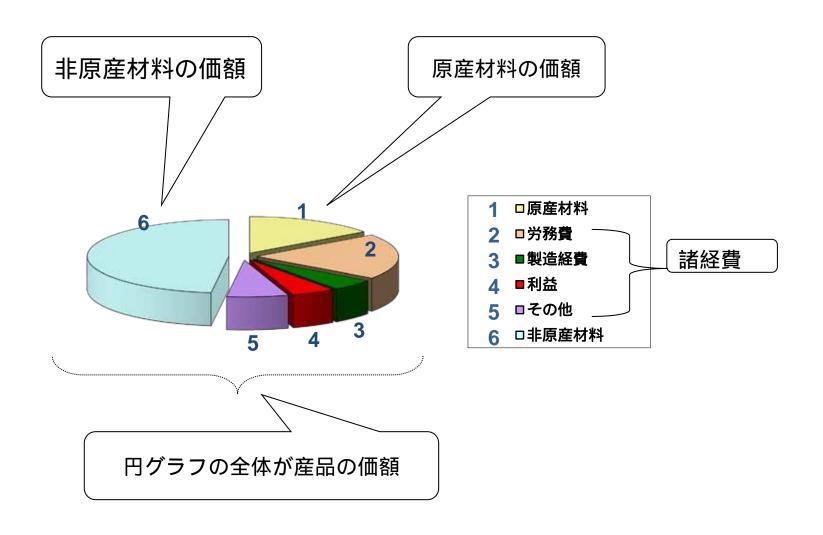
原産地基準 = 「付加価値が60%以上であること」と規定すれば・・・

輸出品(自動車)の価額 = 10,000ドル

A国以外の価額構成要素(エンジン) = 3,000ドル

A国で付加された価値は?

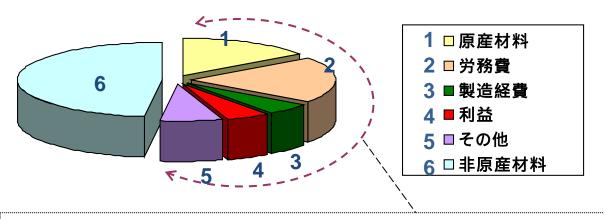
# 産品を構成する価格



# 付加される価値の算定方法(3種類)

付加される価値の算定方法には、以下の3種類の方法がある。

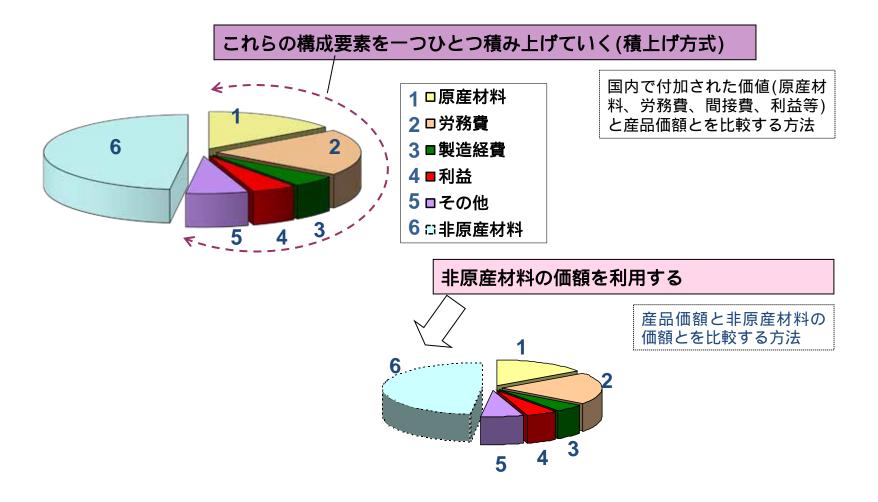
一般特恵関税原産地規則では、2-1「非原産材料の価額を直接用いる方法」が採用されている。



- 1.原産材料の価額と諸経費の価額を利用する方式 原産材料の価額と諸経費の価額(1~5の合計価額)の産品全体の価額に占める割合が、 規定された閾値より大きい場合に原産品と認められる。
- 2. 非原産材料の価額を利用する方式 非原産材料の価額(6の価額)の産品全体の価額に占める割合が、規定された閾値より 小さい場合に原産品と認められる。 非原産材料の価額の算定方法により、更に2種類に分類される。
  - 2-1 非原産材料の価額を直接用いる算定方法
  - 2-2 産品全体の価額から、非原産材料の価額を控除する算定方法

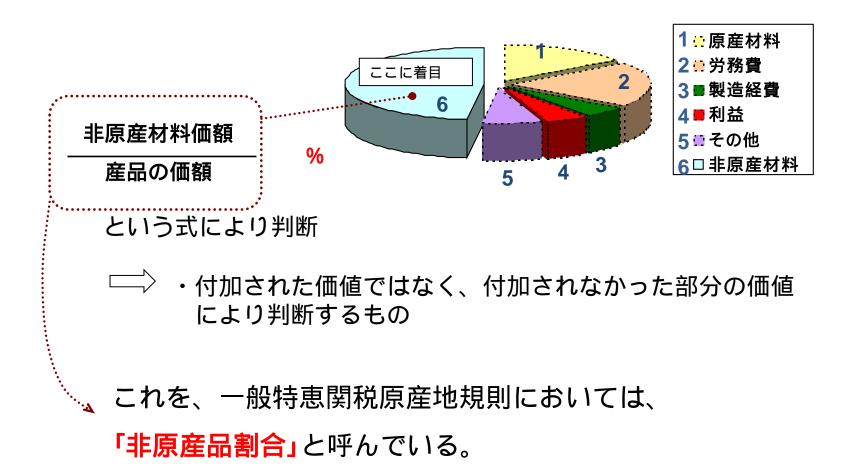
# 「付加価値」の算出方法は?

算出方法は、大まかには以下の2つの方法に大別される。



## 一般特恵関税原産地規則における方法

### 非原産材料の価額そのものを産品の価額と比較



# 「産品の価額」とは何か?

産品の価額

F O B 価額

特恵受益国等から輸出される 物品の当該国の輸出港における 本船甲板渡し価額

# 「非原産材料価額」とは何を表し、どのようにして算出するか?

「非原産材料価額」には、次の3つの観点を踏まえた考察が必要。

Q1: 非原産材料とは何か?

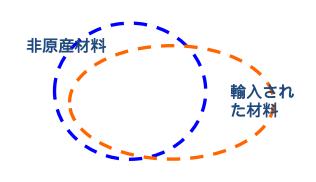
Q2: どの時点での価額か?

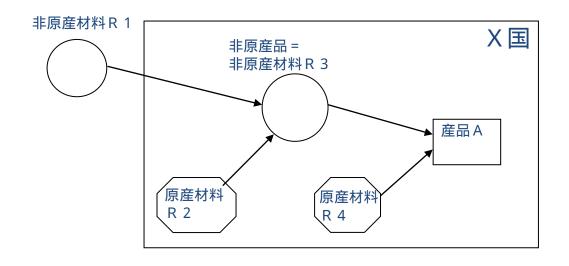
Q3:材料の価額のうち、どれだけを「非原産 材料価額」の中に算入するか?

# Q1: 非原産材料とは何か?

「輸入された材料がすべて非原産材料であり、 自国内で調達した材料がすべて原産材料であ る」という訳ではない

「輸入された原産材料」、「自国内で調達した非原産材料」も存在し得ることから、個々に確認する必要がある。





R3は、産品Aと同じX 国で生産されているが、 所定の要件を満たさない とするとX国にとっての 非原産品となる。

産品Aから見れば、 (X国で生産された)非 原産材料

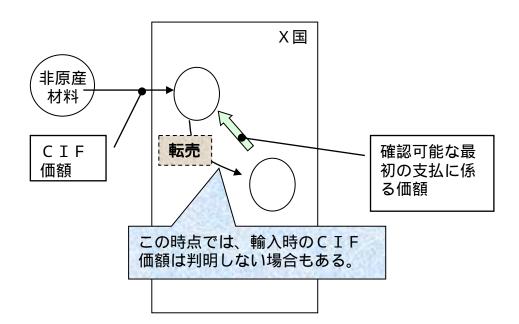
# Q2: どの時点での価額か?

### 原則は、CIF価額



### CIF価額は存在するが不明な場合

特恵受益国において対価として支払われたことを 確認することができる最初の支払いに係る価額

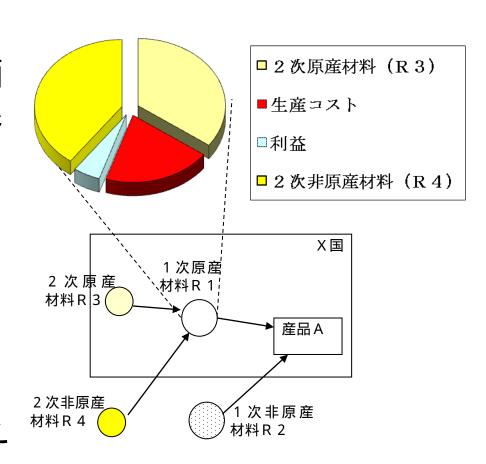


# Q3:材料の価額のうち、どれだけを 「非原産材料価額」の中に算入するか?

「非原産材料価額」の計算においては、個々の非原産材料の価額を、単純に足し合わせれば良いというものではない。

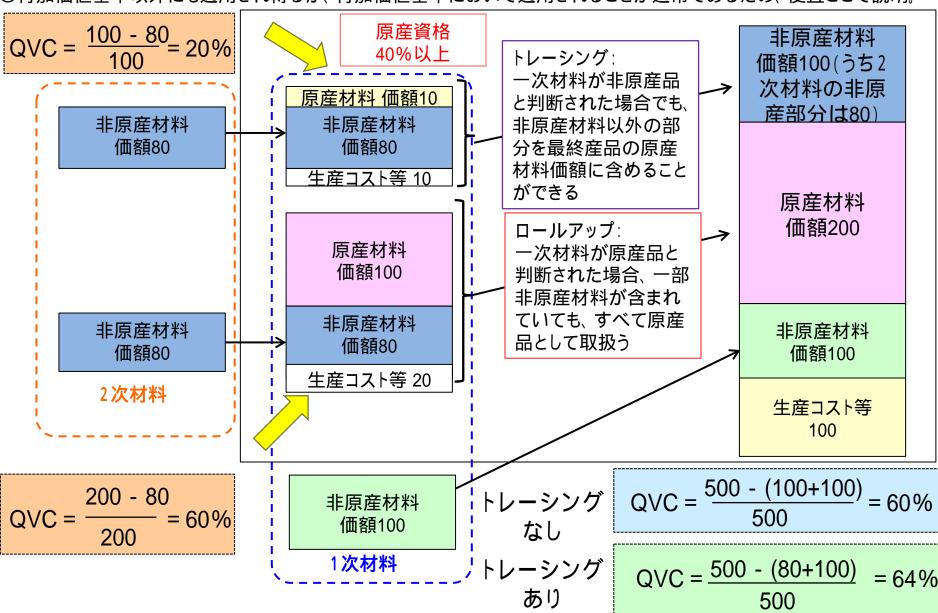
例えば、右図における 2 次非 原産材料 R 4 の価額は「非原産 材料価額」に算入する必要はな い。

一般特恵関税原産地規則に おいては、「ロールアップ」 及び「トレーシング」の考え 方が採用されている。



### 第2章第2節 一般特惠関税原産地基準 2.3.付加価値基準

- 一般特恵関税原産地規則においては、ロールアップ及びトレーシングの考え方が採用されている。
- ○付加価値基準以外にも適用され得るが、付加価値基準において適用されることが通常であるため、便宜ここで説明。



### 第2章第2節 一般特恵関税原産地基準 3.実質的変更基準の例外

実質的変更基準の例外として、以下4つの項目が挙げられる。

(1)自国関与基準

- (関税暫定措置法施行令第26条第2項)
- (2)アセアン3カ国累積(関税暫定措置法施行令第26条第3項)
- (3)原産資格を与えることとならない作業

(関税暫定措置法施行規則第9条ただし書)

(4)繊維製品に関する僅少の非原産材料

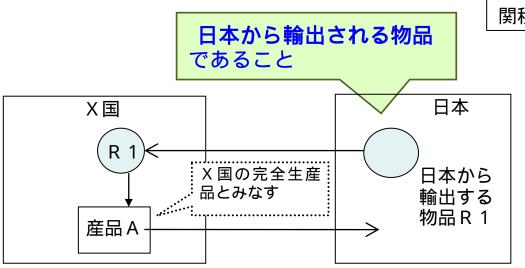
(関税暫定措置法施行規則第9条第2項)

(参考) 第61類から第63類までの繊維製品に対する規則別表の適用対象

(暫定措置法施行規則別表備考5)

### 第2章第2節 一般特惠関税原産地基準 3.1.自国関与基準

概要:原産品の認定にあたり、その対象となる物品が、ある特恵受益国において生産され、原材料として本邦から輸出された物品が使用されている場合、原産地の認定上、本邦から輸出された物品は、その特恵受益国の完全生産品として取扱われる。この取扱いの対象物品を「自国関与品」と呼ぶ。(所定の書類を要提出、例外品目あり(暫定措置法施行令別表第二))



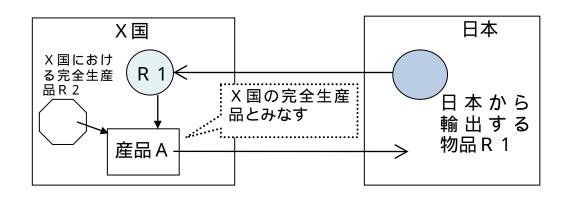
関税暫定措置法施行令第26条第2項第1号

一 その生産された物品が当該本邦 から輸出された物品又はこれと前 項第1号に掲げる物品のみを原料 又は材料として生産された場合に は、当該生産された物品は、当該 国又は地域において完全に生産された物品とみなす。

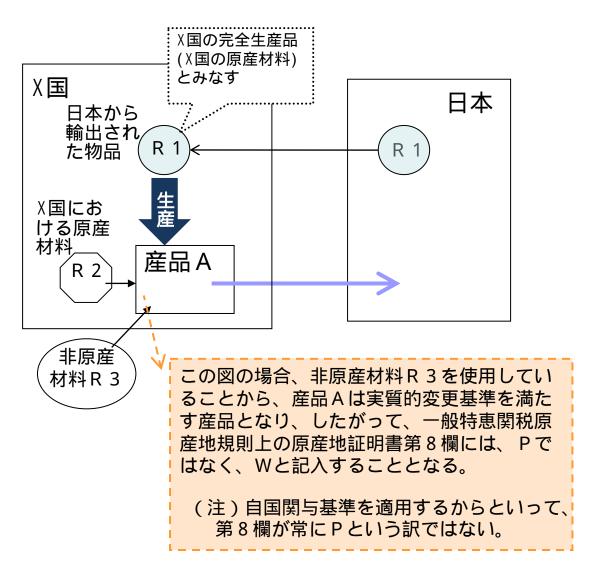
左図の例で読み替えると



その生産された物品(= A)が当該本邦から輸出された物品(= R 1)又はこれと前項第1号に掲げる物品(= R 2)のみを原料又は材料として生産された場合には、当該生産された物品(= A)は、当該国又は地域(= X国)において完全に生産された物品とみなす。



### 第2章第2節 一般特惠関税原産地基準 3.1.自国関与基準



関税暫定措置法施行令第26条 第 2 項第 2 号

二 前号に規定する場合以外の場合における前項第2号の規定の適用については、本邦から輸出された物品は、同項第1号に掲げる物品とみなす。

### 左図の例で読み替えると

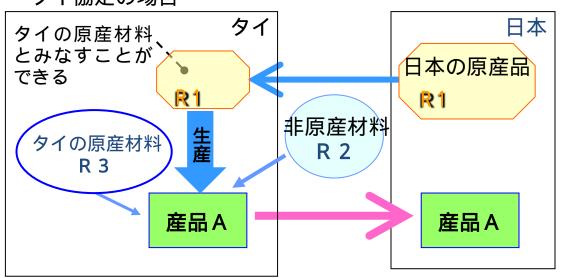


二 前号に規定する場合以外の場合における前項第2号の規定の適用については、本邦から輸出された物品(=R1)は、同項第1号に掲げる物品(=いわゆる完全生産品)とみなす。

### 第2章第2節 一般特惠関税原産地基準 3.1.自国関与基準

### 【参考】「モノ」の累積(EPA)と自国関与基準との関係

### タイ協定の場合



日本の原産品 R 1 をタイに輸出し、それを、タイにおける産品 A の生産に使用した場合、日本の原産品 R 1 は、タイの原産材料とみなすことができる。

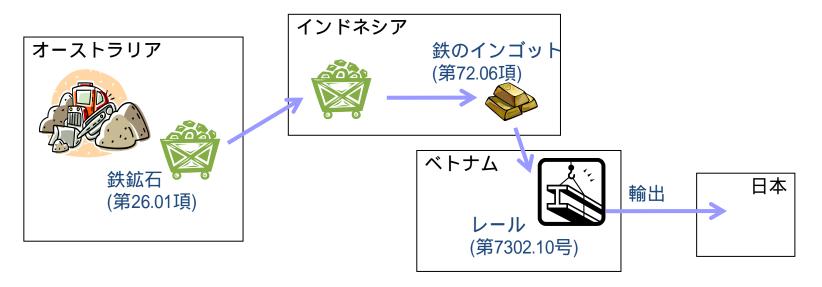
一見すると、一般特恵関税原 産地規則における自国関与基 準と同じように見えるが、

- 一般特恵関税原産地規則における自国関与基準との違い
  - ・一般特恵関税原産地規則の自国関与では、日本から輸出された産品であればよい。 EPA特恵原産地規則における累積では、この原産地規則の下で の日本の原産品であることが必要。
  - ・一般特恵では原産地証明書とともに、いわゆるANNEXが必要。 EPA特恵原産地規則においてはANNEXは不要であるが、 原産地証明書の関係欄に必要に応じて「ACU」を記入。
  - ・一般特恵の自国関与では、適用除外品目を指定している。 EPA特恵原産地規則における累積では、適用除外品目の指定はない。

### 第2章第2節 一般特恵関税原産地基準 3.2.アセアン3カ国累積

概要:最終的な産品の生産国(インドネシア、フィリピン及びベトナムの3ヵ国のうちのいずれかの国)における生産行為のみでは原産地基準を満たさない場合であっても、上記3ヵ国のうちの2以上の国における生産行為が当該最終的な産品の生産国において この生産国が日本への輸出国でない場合には、日本への輸出国において 行われたとみなすことにより、原産地基準を満たした物品となることを可能ならしめたうえで、当該輸出国を最終的な物品の原産地と認める、というもの(所定の書類を要提出)

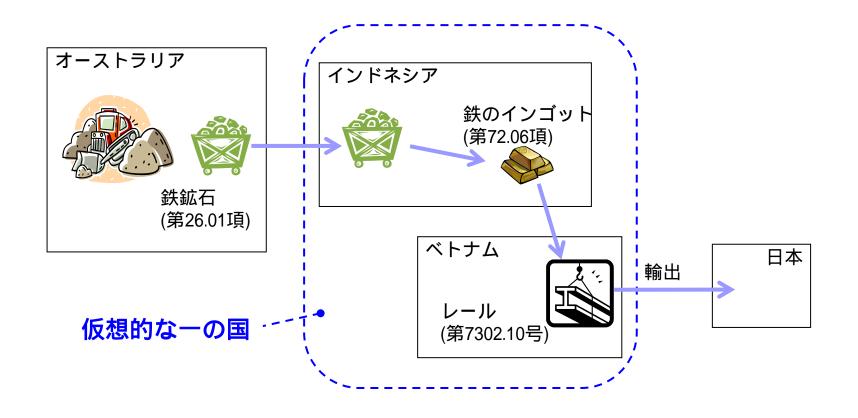
(関税暫定措置法施行令第26条第3項)



鉄のインゴットの品目別規則: 他の類の材料からの変更

レールの品目別規則: 第72類以外の類の材料からの変更 と仮定する。(これ は実際のルールと は異なる仮想的な ものである。) アセアン3ヵ国累積が適用されない場合、ベトナムで生産されるレールは、品目別規則を満たさないことから、その原産地がベトナムであると認めることはできない。

### 第2章第2節 一般特恵関税原産地基準 3.2.アセアン3カ国累積



アセアン3ヵ国累積の概念を適用し、インドネシアとベトナムとを一つの国とみなした場合、レールについては、第72.06項の物品から変更しているのではなく、第26.01項の物品から製造されるとみなすことが可能。レールの原産地はベトナムであるとみなすことが可能。

# 原産資格を与えることとならない作業とは?

包装等の簡単な作業であって、その作業前後で項が変わるなど形式的に規則を充足したように見えていても、 産品に原産資格を与えることとはならないもの。

一般特恵関税原産地規則においては、

「実質的変更をもたらす加工・製造」に該当しない行為が列記されている。

### 原産資格を与えることとならない作業の一覧

- 1. 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬け等
- 2. 単なる切断
- 3. 選別
- 4. 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- 5. 改装
- 6. 仕分け
- 7. マーク、ラベル等の貼付
- 8. 非原産品の単なる混合
- 9. 単なる部分品の組立て
- 10. セットにすること
- 11. これらから成る操作

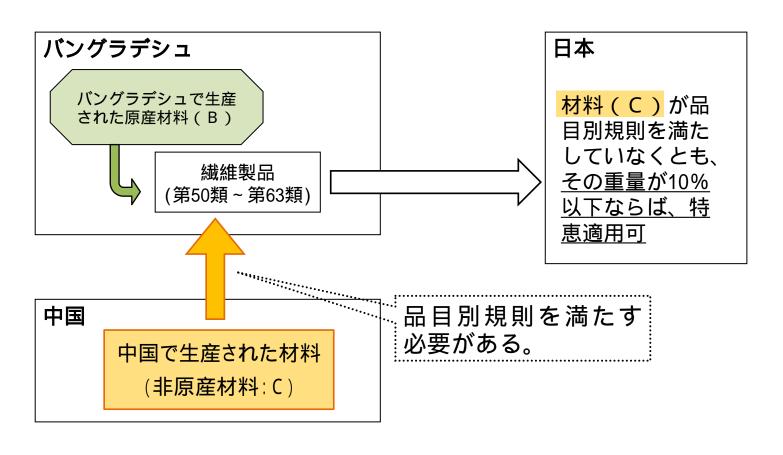
### 関税暫定措置法施行規則第9条ただし書

ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱、その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらから成る操作を除く。

### 第2章第2節 一般特恵関税原産地基準 3.4.繊維製品に対する僅少の非原産材料

概要:HS第11部(第50類から第63類)の産品を特恵受益国で生産する場合、 品目別規則を満たさない非原産材料を使用すると一般特恵関税の適用はで きないが、品目別規則を満たさない非原産材料が僅少(<mark>当該非原産材料の</mark> 総重量が産品の総重量の10%以下)である場合は、一般特恵税率の適用が 可能。

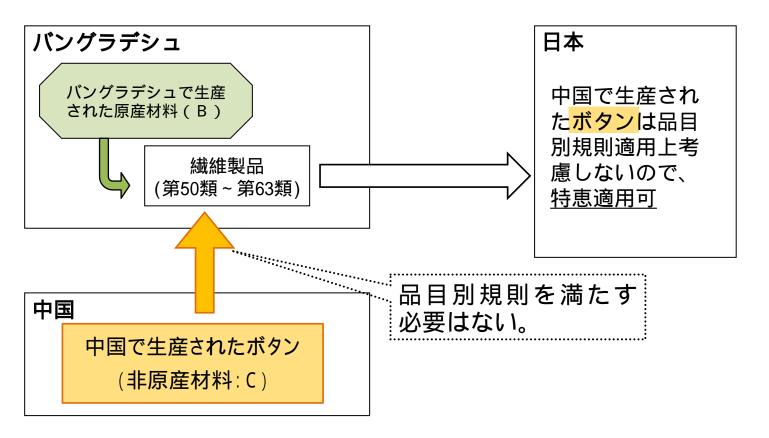
(関税暫定措置法施行規則第9条第2項)



### 3.4.(参考)繊維製品に対する規則別表の適用対象

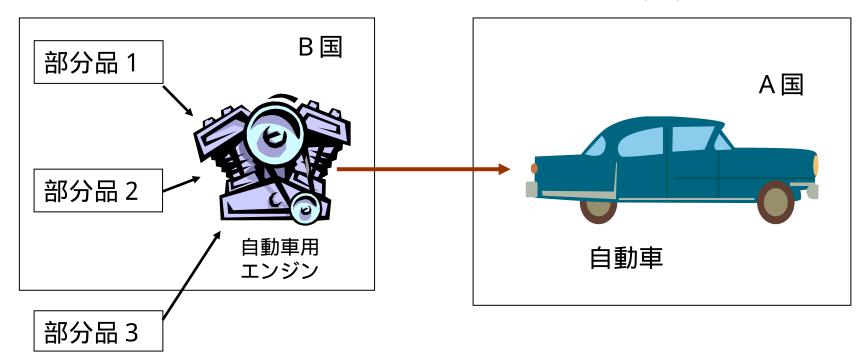
繊維製品(第61類から第63類まで)の産品に対する規則別表を適用する際、産品の生産に使用された材料であって第50類から第63類までの各類に分類されないものは繊維製品を含むか否かを問わず、考慮しないこととする。(暫定措置法施行規則別表備考5)

例えば、手袋(第62.16項)の品目別規則は、「紡織用繊維の糸からの製造」となっている。第三国で生産されたボタン(第96類)を使用したとしても、第61類から第63類の産品について品目別規則を適用する際、ボタンといったHS第11部(第50類~第63類)に含まれない材料は、繊維を含むものでも、品目別規則を満たす必要はない。



### 【材料の定義】

「材料」とは、他の物品の生産に使用される物品のことと解される。()



(自動車用)エンジンは、エンジンそのものとして見れば完成した物品。 しかし、自動車から見れば部分品、すなわち材料である。



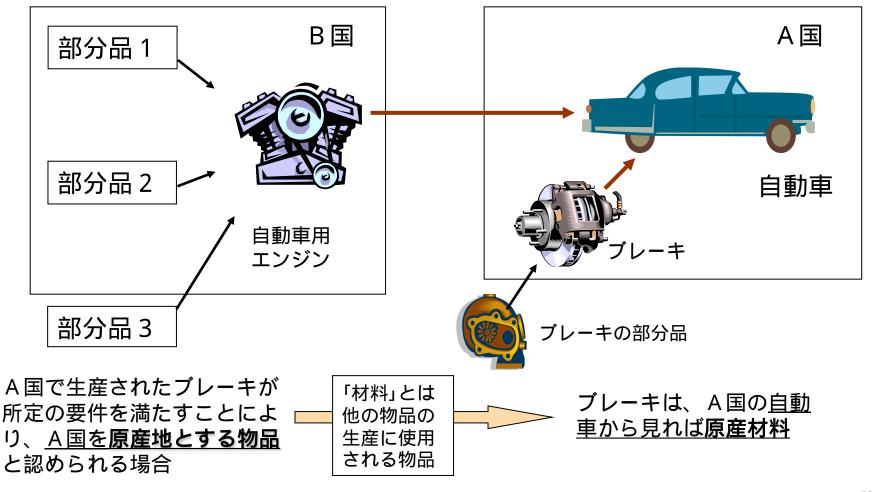
「材料」とは、他の物品の生産に使用される物品

法令上明示的な規定はないが、関税暫定措置法施行令第26条第1項第2号における「・・・の物品をその原料又は材料の全部又は一部として・・・生産された物品」という規定より、上記のように解される。

### 【原産材料の定義】

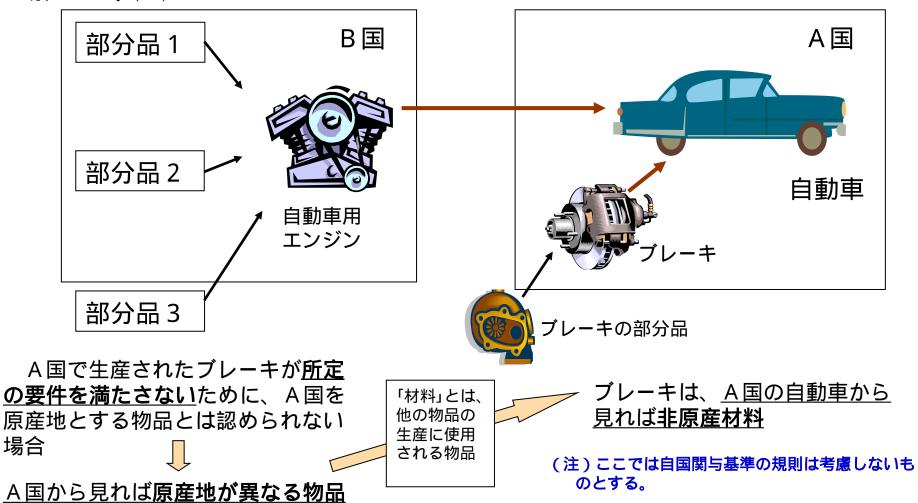
「原産材料」とは、特恵受益国等において他の物品の生産に使用される当該特恵受益国等を原産地とする物品をいうと解される。( )

材料が当該特恵受益国等を原産地とする物品かどうかは、一般特恵関税原産地基準を満たしているかによって判断する。



### 【非原産材料の定義】

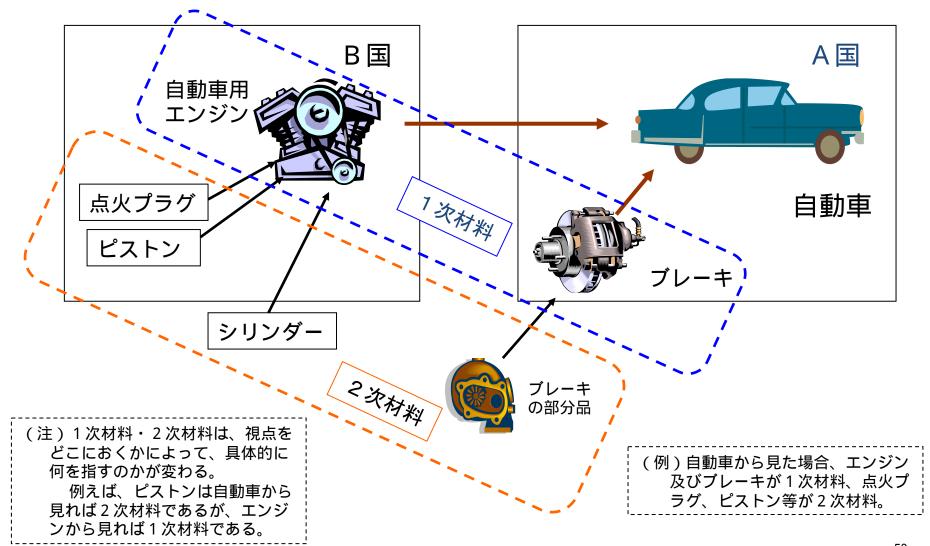
「非原産材料」とは、他の物品の生産に使用される物品であって原産材料でないものをいうと解される。( )



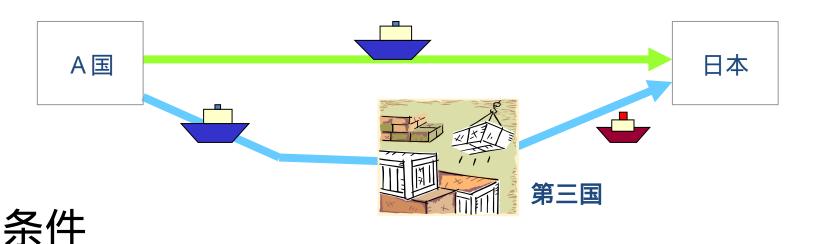
法令上明示的な規定はないが、関税暫定措置法施行規則第9条において、「・・・当該物品の原料又は材料(令第26条の規定により当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品を除く。)の・・・」と規定されており、上記のように解される。

### 【1次材料、2次材料の定義】

法令上「1次材料」、「2次材料」の定義はないが、便宜上、産品の生産に直接使用される材料を1次材料、1次材料の生産に直接使用される材料を2次材料と呼んでいる。



「積送基準」とは、貨物が日本に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準



- 直接運送されること 又は
- 第三国を経由する場合には、当該第三国において 許容される作業は、積卸し及び産品を良好な状態に 保存するために必要なその他の作業のみ

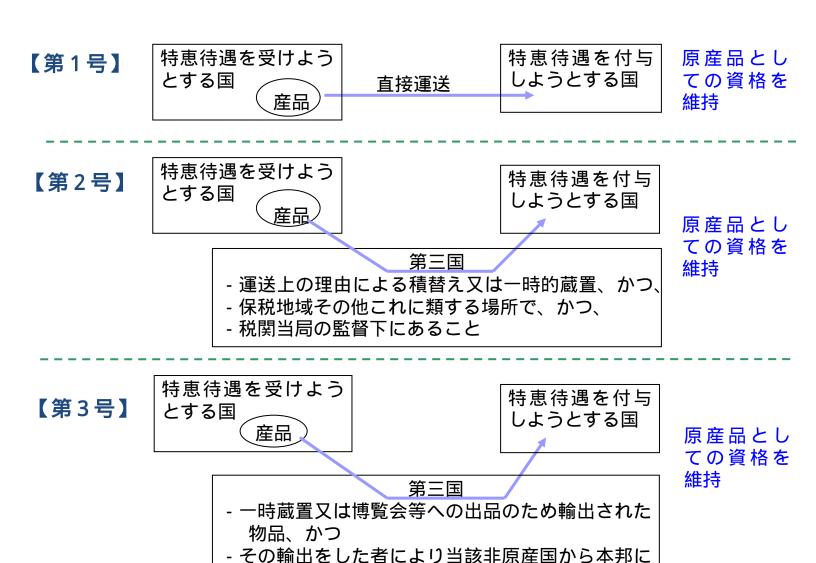
一般特恵関税原産地規則における積送基準は、令31条に規定されている。 令31条第1項第1~3号に該当する場合は、積送基準を満たすと認められる。

### • 関税暫定措置法施行令第31条第1項

特恵受益国原産品のうち次に掲げる物品以外の物品については、法第8条の 2第1項又は第3号の規定は、適用しない。

- 第1号 その原産地である特恵受益国等から当該特恵受益国等以外の地域 (以下この条において「非原産国」という。)を経由しないで本邦へ向けて<u>直接</u> <u>に運送</u>される物品
- 第2号 その原産地である特恵受益国等から非原産国を経由して本邦へ向けて 運送される物品で、当該非原産国において<u>運送上の理由による積替え及び</u> 一時蔵置以外の取扱いがされなかったもの
- 第3号 その原産地である特恵受益国等から非原産国における一時蔵置又は 博覧会、展示会その他これらに類するもの(以下この条において「博覧会等」 という。)への出品のため輸出された物品で、その輸出をした者により当該非 原産国から本邦に輸出されるもの(当該物品の当該非原産国から本邦までの 運送が前二号の運送に準ずるものである場合に限る。)

令31条第1項第1~3号の場合のイメージ図は以下の通り。



- 保税地域その他これに類する場所で、かつ、

輸出されるもの、かつ、

- 税関当局の監督下にあること

62

# 第4章 手続的要件

• 税関に証明しなければならない2つの 事項と関連する書類

(関税暫定措置法施行令第27条第1項及び第31条第3項)

- 1.原産地基準を満たしていることの証明 Ø原産地証明書
- 2. 積送基準を満たしていることの証明
  - Ø 通し船荷証券の写し
  - Ø 第三国の税関その他の権限を有する官公署が 発給した証明書 等

• 提出時期:輸入申告時(関税暫定措置法施行令第28条)

ただし、**災害その他やむを得ない理由がある**場合(その意義は関税暫定措置法基本通達8の2-7において規定)、**許可前引取りを行う場合**には、<u>原則として、2ヵ月以内の適当な期間の</u>提出猶予あり

(関税暫定措置法基本通達8の2-9)

- 1.原産地証明書提出の免除
  - 課税価格の総額が20万円以下の貨物 (関税暫定措置法施行令第27条第1項2号)
  - 「明らか物品」<sup>(\*)</sup>

(関税暫定措置法施行令第27条第1項1号、 関税暫定措置法基本通達8の2-4)

(\*)税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品

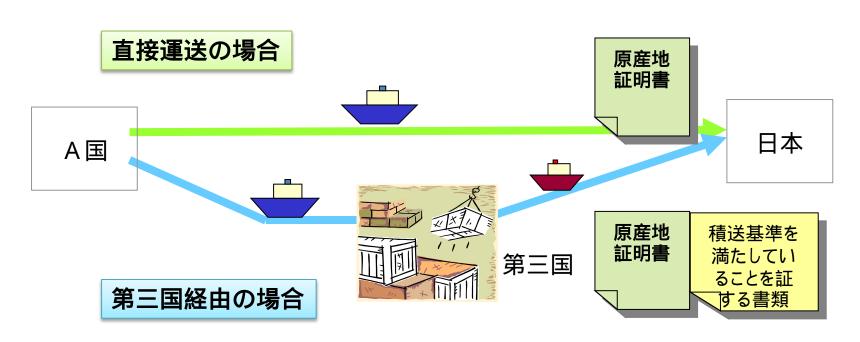
- 2.第三国経由の場合の、積送基準を満たしていることを証する書類提出の免除
  - 課税価格の総額が20万円以下の貨物

(関税暫定措置法施行令第31条第3項)

「明らか物品」については、以下のページを参照

「特恵原産地証明書の提出を省略可能な物品(HS 4 桁)一覧(カスタムスアンサー)」 http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1505\_jr.htm

第三国を経由して日本に輸入する場合で、特恵税率の適用を受けようとする場合には、輸入申告に際して、積送基準を満たしていることを証する書類の提出が必要となる。



この「積送基準を満たしていることを証する書類」として、以下のものが認められている。

当該物品の原産地である特恵受益国等から本邦の輸入港に至る までの通し船荷証券の写し

第三国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書

の書類以外の書類で税関長が適当と認めるもの

関税暫定措置法施行令第31条第3項及び第5項

課税価格の総額が20万円以下の 貨物の場合は、提出不要

積送基準を満たしていることを証する書類として 通し船荷証券の写し又は 第三国の官公署が発給した証明書を提出できないことにつき相当の理由があると認められるときは、

- ・関税暫定措置法施行令第31条第1項第2号又は第3号に該当することを証する書類の提出
- · 当該書類の提出が困難であると認められるときは、積替地等についての原産地証明書等への記載をもって、

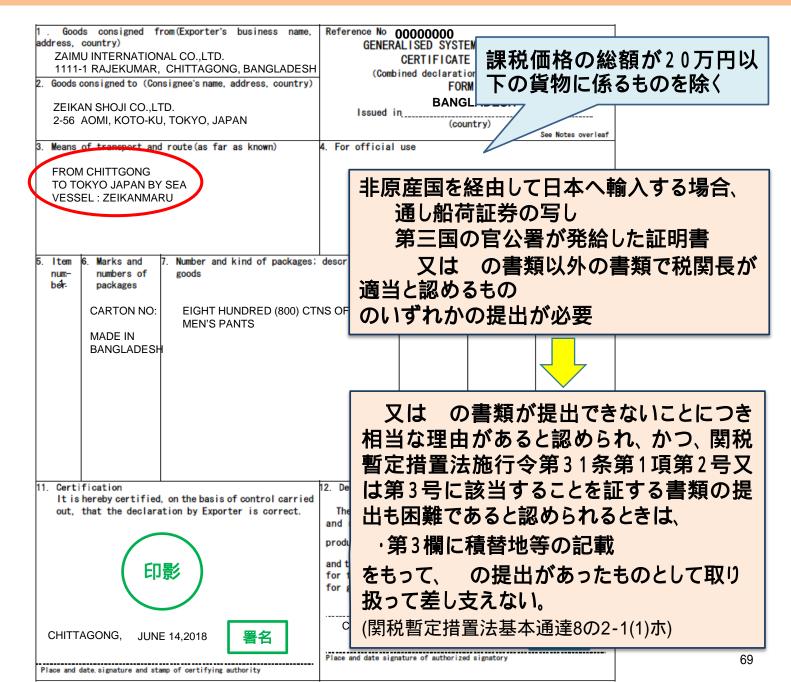
その他税関長が適当と認める書類の提出があったものとして取り扱って差し支えないこととされている。

### 積替地等についての原産地証明書への記載



• A国からの<u>輸出の際</u>発給される原産地証明書は、<u>その時点での</u>産品 の原産性についての権限ある当局による証明である。

関税暫定措置法基本通達8の2-1(1)ホ



通し船荷証券、複合運送船荷証券の定義

### 通し船荷証券 (Through B/L)

「運送貨物が目的地に到達するまでに2つ以上の運送機関を必要とする場合、運送業者同士の連絡運送契約に基づいて、最初の運送業者が、全区間の運送を通して効力のある形で発行した船荷証券を言う。(中略)信用状に他に異なる明示のない限り、通し船荷証券は銀行によって受理される。」

### 複合運送船荷証券 ( Combined Transport B/L )

「物品の受取地から指定引渡地まで2つ以上の異なる種類の運送手段によるいわゆる複合運送(Combined transport; Multimodal transport)について、複合運送業者が受取書として発行するものが複合運送船荷証券である。(以下略)」

石田貞夫編 貿易用語辞典 (白桃書房1997年発行第8版) より

### 第4章 手続的要件 3.原産地証明書の記載事項と留意点

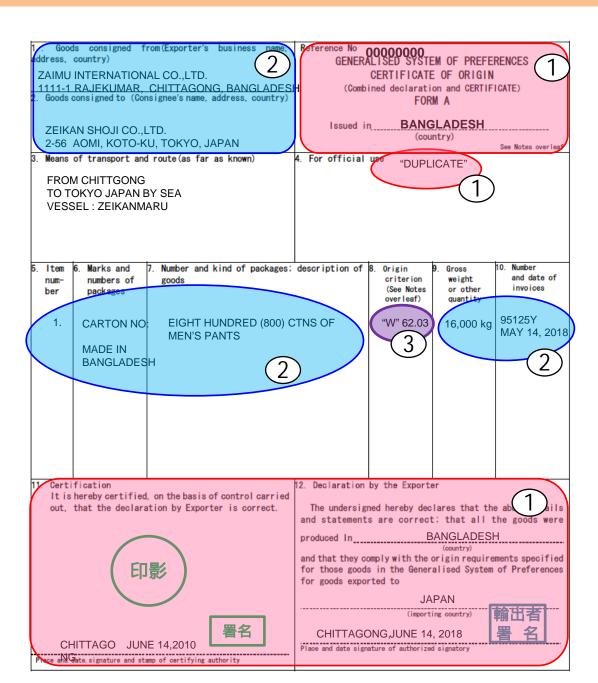
一般特恵関税原産地規則における原産地証明書等の様式は、関税暫定措置法施行規則第10条に規定されている。

原産地証明書の記載事項は、主に以下の(1)~(3)の項目により 構成されている。

- (1) 真正性に係る項目
- (2) 同一性に係る項目
- (3) 原産性に係る項目

### 第4章 手続的要件 3.原産地証明書の記載事項と留意点

# 特恵原産



- 1・真正性に係る項目
- 2・・同一性に係る項目
- 3・・原産性に係る項目

# (1)真正性に係る項目

□様式□印影·署名□有効期間·遡及発給の記載□修正·再発給の記載等

# (2)貨物の同一性に係る項目

ü品名、数量等 üインボイス番号、輸出入者名 ü特別な品名・説明の記載 等

# (3)原産性に係る項目

üHS番号 ü特恵基準 等

#### 3.原産地証明書の記載事項と留意点 第4章 手続的要件

Reference No 00000000 Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) GENERALISED SYSTEM OF PREFERENCES CERTIFICATE OF ORIGIN ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. (Combined declaration and CERTIFICATE) FORM A ZEIKAN SHOJI CO..LTD. **BANGLADESH** 真 正 2-56 AOMI, KOTO-KU, TOKY GAPAN (country) Means of transport e (as far as known) 4. For official use 軽微な誤りは、税関の判断 性 で受け入れ可能 、真正に発給され "DUPLICATE" ion of Origin Gross ・自国関与の規定を適用する場合、 criterion weight (See Notes or other ANNEX番号を記入。 over leaf) quantity ·再発給の場合、「DUPLICATE」又は "W" 62.03 16,000 kg 「DUPLICATA」等再発給されたもので あることが表示されているか ・有効期限内のものか ・印影は登録されたものか 署名はなされているか Declaration by the Exporte certified, on the basis of control carried he declaration by Exporter is correct. produced In BANGLADESH 印影 for goods exported to **JAPAN** (importing country) CHITTAGONG, JUNE 14, 2018 CHITTAGON JUNE 14.2018

ceGnd date signature and stamp of certifying authority

様式は規定のものか and date of invoices 5125¥ MAY署42018 修正・追記箇所毎には、証印・署 名が必要 (関税暫定措置法基本通達8の2 -6(1) = 1The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Generalised System of Preferences 輸出者 Place and date signature of authorized signatory 74



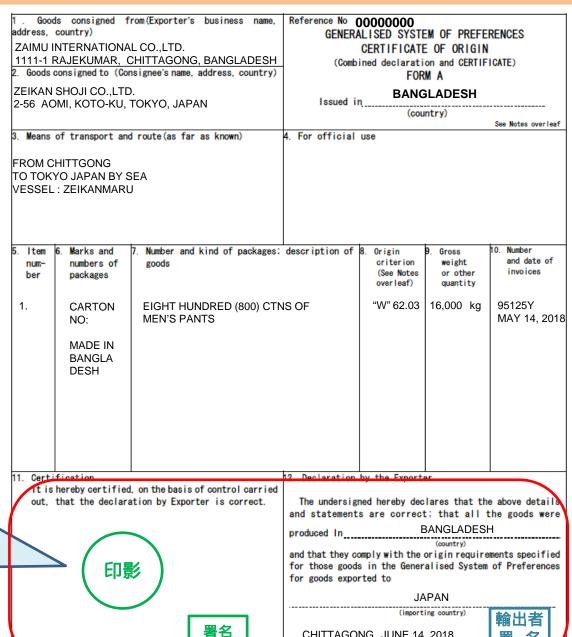


CHITTAGONG. JUNE 14.2018

Place and date signature and stamp of certifying authority



- ・印影・署名が脱落し ていないかを確認
- ・原産地証明書の発 給機関から適正に 発給されているかを 確認



CHITTAGONG, JUNE 14, 2018

Place and date signature of authorized signatory

一般特恵関税制度の原産地証明書の発給機関は、関税暫定措置法施行令27条第4項において、以下の通り規定されている。

我が国に事前通知がなされた税関以外の発給機関、税関長が適当と認める機関については、税関ホームページで公表されている。

## 発給機関(関税暫定措置法施行令第27条第4項)

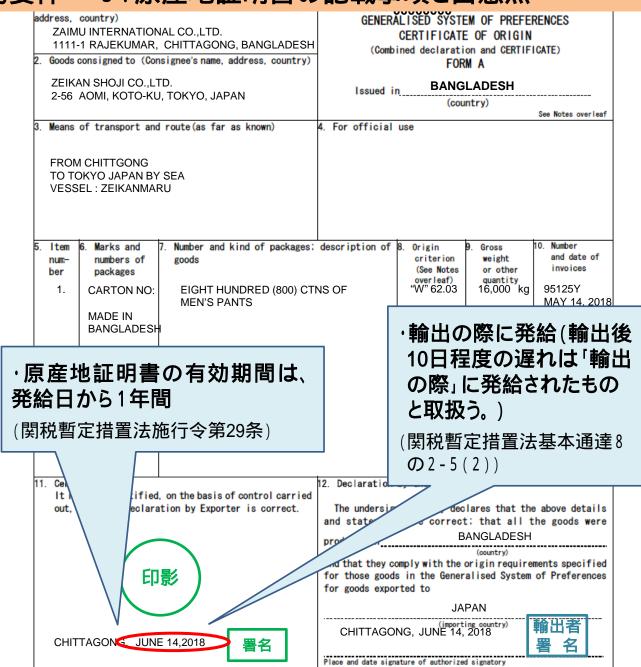
## 税関

税関が原産地証明書を発給することとされていない場合には、原産地証明書の発給につき<u>権限を有するその他の官公署又は商業会議所その他これに準ずる機関で、税関長が適当と認めるもの</u>

発給機関 税関ホームページ掲載場所

http://www.customs.go.jp/roo/procedure/gsp\_hakkyuu.pdf

Place and date, signature and stamp of certifying authority



78

・発給の時期:輸出の際

(関税暫定措置法施行令第27条第4項、関税暫定措置法基本通達8の2-5)

ただし、**輸出後10日程度のうち**に発給された場合は、輸出の際に発給されたものとして取り扱う。

・有効期間:発給の日から1年間

(関税暫定措置法施行令第29条)

ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合には延長が可能

・事後発給(貨物船積後の原産地証明書発給)

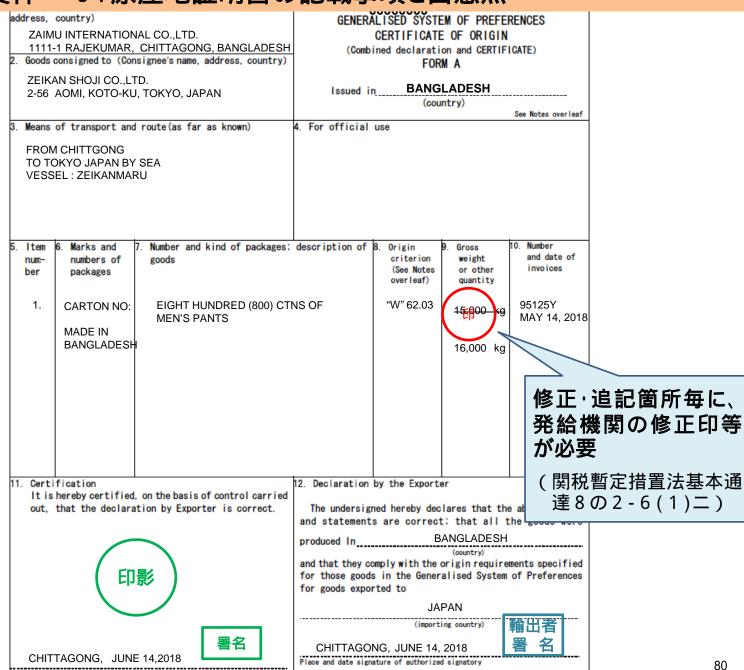
(関税暫定措置法施行令第27条第4項、関税暫定措置法基本通達8の2-5)

#### 次の場合は可能:

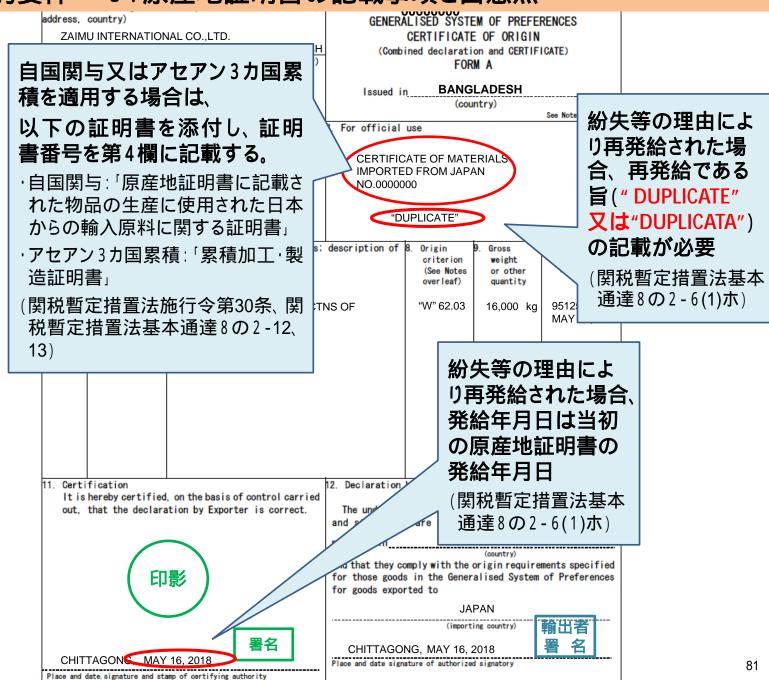
- ・輸出国における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、原産地証明書の発給申請を輸出時までに行うことができなかった場合
- ・輸入者が輸出者に対して契約の際に原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、 輸出者が原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない 者が発給した証明書を取得し、又はその申請を失念したため発給が輸出後となった 場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合等

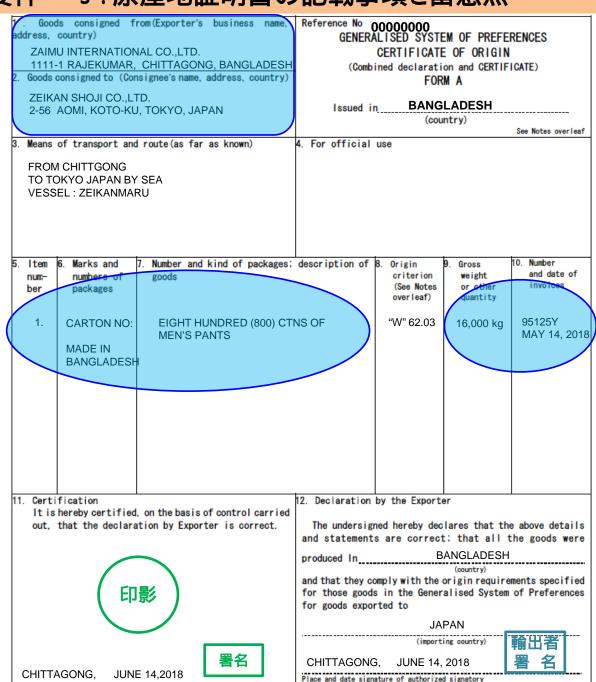
Place and date signature and stamp of certifying authority





再発給等





これらの情報が、 輸入申告の際 に税関に提出されるインボイス 等と一致することを確認。

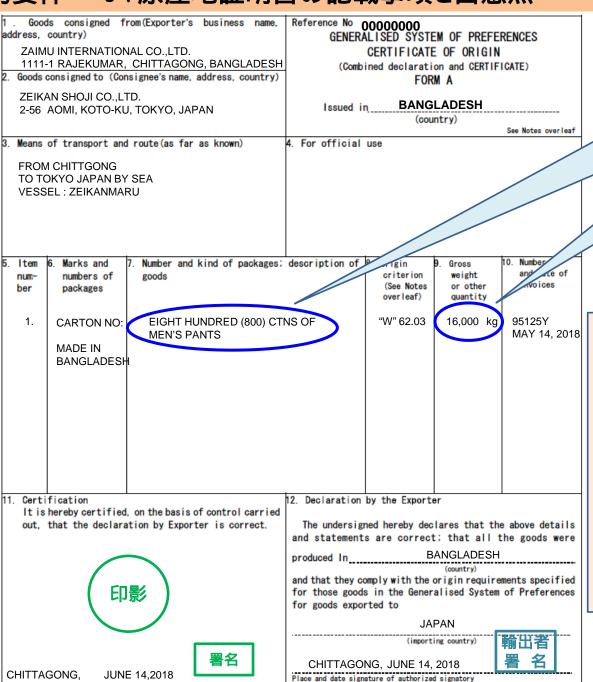
CHITTAGONG, JUNE 14,2018





Place and date signature of authorized signatory



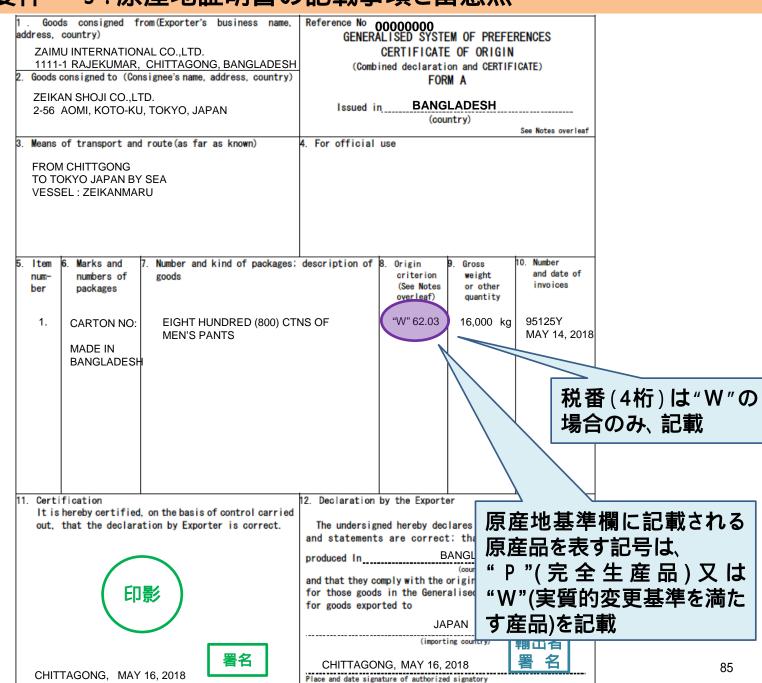


原産地証明書により原産性が証明された貨物の数量について確認。

原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数量が異なる場合は、取引関係書類にて輸入貨物と同一性の確認が出来る場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は有効。

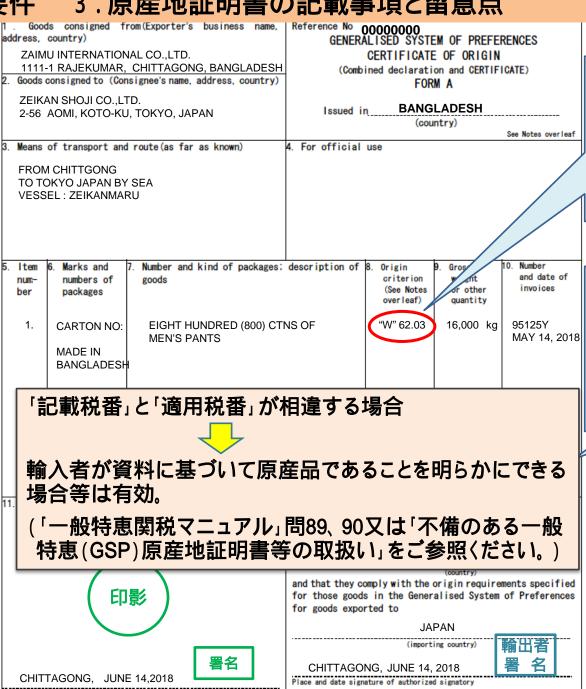
(但し、複数の箇所に不備が ある場合には、原産地調査 官に相談。)

どのような原産品であると証明されているか に係る項



Place and date, signature and stamp of certifying authority





HSコードは、4 桁が記入され ていなければ ならない(原産 地基準が"W" の場合のみ)

具体的な有効性の判断については業務官原産地調査官部門へご相談〈ださい。

#### 第4章 手続的要件 4.不備のある原産地証明書等の取扱いについて

【不備のある原産地証明書等の取扱いについて】

特恵税率を適用できるのは、特恵受益国等を原産地とする物品(特恵受益国原産品)のみ。 特恵受益国原産品であることを確認するため、輸入申告時に税関に対して原産地証明書等 の提出を行うことが必要になる。

原産地証明書等は記載漏れなどの不備がないことが前提だが、原産地証明書等の真正性や記載内容の正確性に影響を与えない不備は、税関では「軽微な誤り」として、受け付けることとしている。

< 概要 >

# 不備のある原産地証明書等の取扱い

#### 明らかなタイプミスは有効

真正性に関する項目の不備 (例)発給番号、発給機関の印影

「軽微な誤り」ではないため

## 無効

一部例外あり

同一性に関する項目の不備 (例)仕入書番号、輸出入者、数量

「軽微な誤り」であり

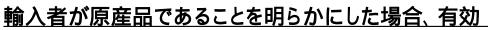
#### 有効

他の書類で確認できる場合に限る (複数箇所に不備がある場合は要相談)

原産性に関する項目の不備 (例)特恵符号、HS番号、品名

「軽微な誤り」ではないため

原則無効



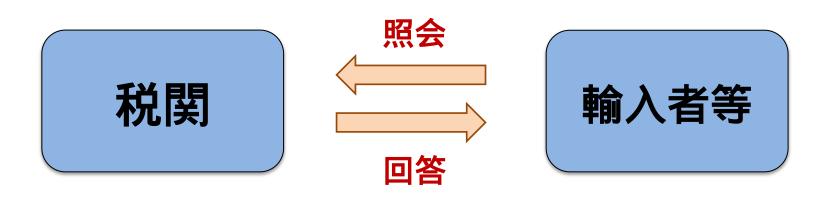
文書による原産地の事前教示を得ている場合、原産品であることを明らかにしたと取扱う。

→詳細については、原産地規則ポータル(税関ホームページ)をご参照ください。

http://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm#fubi

#### 第4章 手続的要件 5.事前教示制度

原産地に係る事前教示制度とは、貨物の輸入を考えている方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に当該貨物の原産地認定の取り扱い(法令の適用・解釈等)についての照会を、原則として文書により行い、文書により回答を受けることができる制度。



- ü 輸入予定貨物の原産地の扱い、特恵関税の適用の可否等を事前に知ることができ、原価計算をより確実に行うための一助となり、販売計画等が立てやすくなる。
- ü また、貨物の輸入通関においてはすでに取り扱いが確定していることから適正かつ迅速な申告が可能となり、結果として早期に貨物を受け取ることができるようになる。
- ü 税関が発出した回答文書の内容については、発出後最長で3年間、輸入申告の審査の際に尊重される(法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く)ので、安定的な取り扱いが確保される。

口頭による事前教示の照会やEメールによる事前教示の照会(文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。)の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないので注意する。

#### 第4章 手続的要件 5.事前教示制度

事前教示制度の根拠法令は、関税法に規定されている。

文書による事前教示は、30日以内の極力早期に税関より回答される。

## 事前教示制度の根拠法令

関税法第7条第3項

税関は・・・申告について必要な輸入貨物に係る・・・所属、税率、課税標準等の教示を求められたときは、その適切な教示に努めるものとする。

文書による事前教示の回答の手続

関税法基本通達7-18

·照会者 :輸入者又は輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握して いる関係者、代理人

・対象貨物:架空の貨物、申告中の貨物、紛争に係る貨物以外のもの

・回答期限:30日以内の極力早期

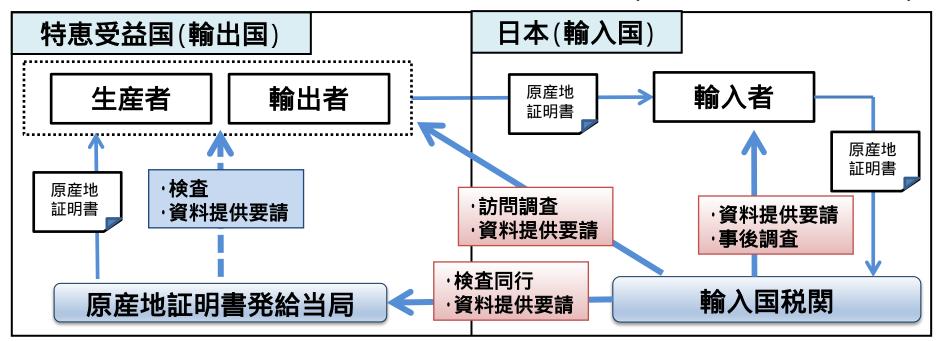
·公開 :原則公開、ただし最大180日の範囲で非公開期間を設定することが可能。

原産地を含む

#### 第4章 手続的要件 6.事後確認

「事後確認」とは、特恵税率にて輸入申告された貨物について、関税関係法令に基づき、輸入通関後にその貨物が特恵受益国原産品であるか否かについて確認を行うことをいう。

事後確認は、輸入申告された貨物が原産品であることを確認することによって、特恵税率の便益の適正な確保を目的としている。 (関税暫定措置法第8条の4)



#### 事後確認の方法

- 1.輸入者に対し、書面での情報提供要請を実施又は輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査(事後 調査)を実施。
- 2.また、上記の方法により輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、税関から (原産地証明書発給当局を通して)輸出者又は生産者に対し、当該貨物が原産品であるか否かについて の情報提供要請や現地への訪問による検証を行うことがある。
- 3.以上の結果、輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、特恵税率の適用が否認される。

#### 第4章 手続的要件 6.事後確認

輸入者の皆様へ

## 一般特恵関税に基づく輸入貨物 に対する

# 「事後確認の実施」

に、ご協力ください。

税関においては、輸入者の皆様から一般特恵関税制度に基づき特恵税率にて輸入申告された 貨物について、関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後にその貨物の原産性に係る確認を実 施しております。

#### <u>1.実施方法</u>

輸入者に対する事後確認は、以下の方法により実施されます。

書面での情報提供要請

輸入者等の事業所を個別に訪問して行う調査(事後調査)

上記 又は の際に、輸入者から税関に対し、輸入された貨物が一般特恵関税制度に基づく原産品であることの確認に必要な資料をご提出いただきます。

また、ご提出いただいた資料により原産品であることが確認できない場合には、税関からその貨物の輸出国に対し、当該 貨物の原産性に係る情報提供要請や現地への訪問による検証を行うことがあります。

#### 2.実施の結果

事後確認の結果、輸入申告された貨物について一般特恵関税制度に基づく原産品であることが確認できない場合には、特恵税 率の適用が否認されます。

事後確認の実施及びその結果については、書面によりお知らせします。皆様のご理解とご協力をお願いします。